

最低制限価格の算定基準の改正について

熊本市では、個々の契約の内容に適合した履行を確保でき、建設業が地域の雇用を確保し、地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、建設工事に係る最低制限価格の算定基準を改正します。

最低制限価格算定基準の改正内容について

建設工事（設計金額が26億3千万円未満）の競争入札における最低制限価格の算定基準を、以下のとおり改正します。

改正後	【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 直接工事費 × <u>95%</u> + 共通仮設費 × <u>90%</u> + 現場管理費 × <u>70%</u> + 一般管理費等 × <u>30%</u> の合計 上限額及び下限額 予定価格の <u>90% ~ 70%</u>
現行	【最低制限基準額】（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × <u>40%</u> + 一般管理費等 × <u>25%</u> の合計 上限額及び下限額 予定価格の <u>85% ~ 2/3</u>

なお、最低制限価格は、以上の算定基準により算出した最低制限基準額を基礎として市長が定めます。

最低制限基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

実施時期

一般競争入札については、平成21年9月1日以降に公告を行うもの、指名競争入札については、平成21年9月1日以降に指名を行うものから適用します。

改正後の最低制限価格の適用となる工事は、平成21年9月1日以降に公告又は指名を行うものであり、平成21年8月末日までに公告又は指名が行われている工事は、改正前の最低制限価格が適用されます。

問い合わせ先

熊本市役所 契約検査室 工事契約班 328 - 2442